

茨城工業団地・茨城中央工業団地の企業立地状況

令和4年12月1日現在

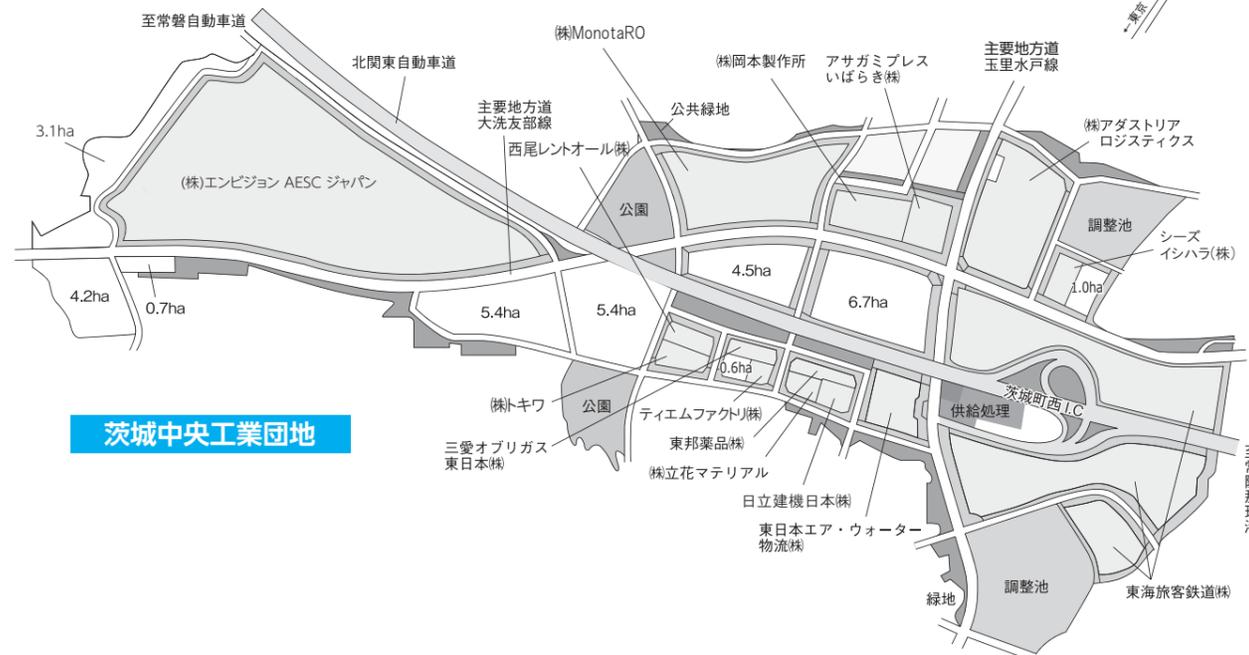
団地名	分譲面積 (ha)		立地面積及び企業数		立地率 (%)	備考
			面積 (ha)	企業数		
茨城工業団地 (平成10年分譲開始)	21.9		21.9	11	100	完売
茨城中央工業団地 (平成13年分譲開始)	1期	69.5	49.2	14	68.7	建設中も含む
	2期	54.2	35.8	1		

茨城工業団地は、現在11社が立地し操業をしています。なお、平成31年3月をもって完売しました。

茨城中央工業団地は、現在15社が立地し、その内14社が操業をしています。2つの工業団地に立地する主な業種は、製造業、運輸業、卸売業、物品賃貸業等です。

町は、地域産業の発展及び町民生活の向上に向け、今後も企業の誘致に取り組んでいきます。

茨城工業団地



茨城中央工業団地

【問合せ先】 商工観光課 ☎ 029-240-7124 (直通)

事業用施設や事務所等を新設・増設する予定のある企業や個人の皆様へ

茨城県では、企業立地等の促進を図るため、県内において事業用施設や事務所を新設・増設した企業や個人が利用できる「県税の特別措置」を設けています。

▶対象税目

法人事業税、個人事業税、不動産取得税、県が課税する固定資産税

▶県税の特別措置の一例

- ・対象事業（製造業、情報通信業、運輸業等）の用に供する事務所又は事業所を、県内に新設又は増設し、県内における従業者が5人以上増加した法人
 - 不動産取得税課税免除
- ・県内において、本社機能の移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた法人又は個人事業者
 - 事業税（法人、個人）の税率を、増加した従業者数の割合に応じて3年間軽減
不動産取得税を軽減

県税の特別措置を利用するにあたっては、各種の要件があり、期限までに手続きが必要です。詳しくは、茨城県水戸県税事務所までお問い合わせください。

【問合せ先】 茨城県水戸県税事務所 ☎029-221-4800 (課税第一課：法人事業税、個人事業税)
☎029-221-4820 (課税第二課：不動産取得税)

茨城町コミュニティ助成事業

宝くじ助成で区集会施設の備品を整備

木部東部区と駒渡区では、茨城町コミュニティ助成事業を活用し、区集会施設のエアコンやテレビなどの備品を整備しました。これにより、区民が快適な施設において、より活発な地域活動を行えるようになりました。

茨城町コミュニティ助成事業は、町民のコミュニティ活動の推進を図ることを目的に実施している事業で、その財源は、公益財団法人茨城県市町村振興協会が、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金をもって実施する市町村振興交付金となります。



【木部東部区】 敬老祝賀会の様子

整備した備品
テレビ、掃除機、空気清浄機、冷蔵庫など



【駒渡区】 高齢者向け詐欺被害防止講座の様子

整備した備品
エアコン、テレビ

【問合せ先】 秘書広聴課 ☎029-291-8802(直通)